

西条市文化会館指定管理者募集要項

西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館(以下「文化会館」という。)の指定管理者(管理運営を実施する団体)を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 総合文化会館

ア 名称

西条市総合文化会館

イ 所在地

西条市神拝甲 7 9 番地 4

ウ 施設の沿革、役割等

「かおり高い教育文化都市」の実現のため、文化環境の整備と地域文化の醸成を目指し、平成 8 年に開館した。開館当初は、中央公民館との複合施設であったが、地域再生計画の支援を受け、平成 16 年 11 月 1 日の合併時から総合文化会館として一体的な利用を図っている。従来、公民館施設部分は、社会教育法の規制を受けていたが、総合文化会館で管理運営することにより、すべての個人・団体等が公序良俗に反しない限り、自由に利用できるようになった。

これにより、地域のコミュニティーの活性化や地方都市からの個性ある文化情報の発信による、魅力とにぎわいあふれるまちづくりを実現する役割が求められている。

エ 施設概要

別紙「西条市文化会館指定管理者仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

オ 施設利用者数等(令和 3 年度～令和 6 年度実績)

施設利用者数及び収支状況は、別紙参考資料に記載のとおり

(2) 丹原文化会館

ア 名称

西条市丹原文化会館

イ 所在地

西条市丹原町田野上方 2 1 3 1 番地 1

ウ 施設の沿革、役割等

「住民の文化の創造と生涯教育の推進を図るため」平成 5 年に開館した。あわせて敷地外周の「せせらぎ水路」も整備された。平成 16 年 10 月には文化会館敷地と県道の間に「せせらぎ広場」が整備された。このようなゆとりある空間において、住民に親しまれるコンサートなどの鑑賞事業を行うとともに、生涯教育の一環として講習や発表などの文化創造事業を行う。

エ 施設概要

別紙 仕様書のとおり

オ 施設利用者数等（令和３年度～令和６年度実績）

施設利用者数及び収支状況は、別紙参考資料に記載のとおり

２ 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令、条例及び規則の規定を遵守すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に扱うこと。
- (4) 開館時間は午前９時から午後１０時までとする。
- (5) 休館日は次のとおりとする。

ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日にあたる場合は、その日の後において、その日に最も近い同法に規定する休日でない日）

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日（その日が土曜日若しくは日曜日又は前号に規定する日（以下「休日等」という。）にあたる場合は、その日の後において、その日に最も近い休日等でない日）

ウ １２月２９日から翌年の１月３日まで

※(4)の開館時間及び(5)の休館日は、西条市文化会館設置及び管理条例（平成１６年西条市条例第１５４号）に規定しているものである。

(6) リスク分担表

指定管理者と西条市の役割分担については、次のとおりである。

分 類	内 容	西 条 市	指定管理 者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
	著しい物価の変動に伴う電気代の増加及び減少	協議事項	※注 1
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民 及び施設利用者 への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する要望等への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
行政的理由による 事業変更	行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支 障が生じたもの	○	
不可抗力	不可抗力（天災・暴動等）に伴う、施設、設備の 修復に関するもの	○	
	災害時の対応	(指示等)	○
書類の誤り	市が責任を持つ書類等の誤りによるもの	○	

	指定管理者が作成した書類等の誤りによるもの		○
	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの		○
施設、設備の 損傷	施設・設備の設計、構造上の原因によるもの	○	※注 2
	上記以外の経年劣化、第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの等（1 件 5 0 万円未満のもの）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの等（上記以外のもの）	○	
利用者等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	※注 3
運営業務	施設の管理運営業務（受付業務、処務業務、清掃業務、警備業務）		○
維持管理業務	施設の維持管理業務（建築物及び建築設備維持管理業務、環境衛生管理業務、植栽管理業務、施設維持管理課題報告業務）		○
利用者の事故	第三者（利用者）の事故・怪我・病気		○
物品の管理	施設の物品管理		○
火 災	指定管理者の不備による火災による損害		○
破 損	指定管理者の保守管理業務に伴う備品等の破損		○

注 1：著しい物価の変動とは、指定管理者募集時に定めた 1 単位（kWh）当たりの基準単価に対し、当該年度の平均単価との差額が、10%以上の増減がある場合とする。

市は、指定管理者に対し、差額に基準となる使用量を乗じた額を負担する、又は返還させることとする。

注 2：指定管理者が、施設構造の不備を認識しているにもかかわらず、適切な対応を欠いている場合には、指定管理者のリスクとする。

注 3：協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第一次責任は、指定管理者が有するものとする。

その他：本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、市及び指定管理者が協議の上、決定する。

(7) 保険の加入

利用者傷害保険及び指定管理者の管理上の瑕疵により生ずる損害賠償に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な保険に加入すること。

火災保険については、西条市が加入する。

<参考>

現在、西条市が加入している「市民総合賠償補償保険」の補償額は次のとおりである。

① 賠償責任保険

身体賠償		財物賠償
1 事故あたり支払限度額	1 名あたり支払限度額	1 事故あたり支払限度額
1 0 億円	1 億円	2 千万円

② 補償保険

死亡保険	後遺障害	入院補償	通院補償
5 0 0 万円	死亡保険金の 4 %～1 0 0 %	入院日数に応じ 1 万円～1 5 万円	通院日数に応じ 1 万円～6 万円

(8) その他管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ協定で定めることとする。

3 指定管理者の業務等

- (1) 西条市文化会館設置及び管理条例第1条の設置目的を達成するための事業の実施に関すること。
- (2) 文化会館の施設等の使用許可に関すること。
- (3) 文化会館の施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他別紙仕様書に定めること。

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。ただし、指定の期間中に下記「5 応募資格」を失ったとき、又は管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

5 応募資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない。ただし、個人は指定管理者となることができない。）。
- (2) 団体又は当該団体の代表者及び役員並びに実質的支配をする者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 指定期間にわたり、施設の管理運営業務を円滑に遂行できるノウハウ、実施体制、経営基盤等が確保されていない者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触する者
 - ウ 国税及び地方税を滞納している者
 - エ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で

- 破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員ではなくなった日から５年を経過していない者及びその統制下にある者
- キ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等により更生又は再生手続きを開始している者
- ク 他の自治体において地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定の取り消しを受けた者
- ケ 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していない者
- コ その他市長が不適當と認める事項

(3) 複数の法人等が構成する団体（以下「グループ」という。）で応募する場合は、次の事項に留意すること。

- ア グループで応募する場合は、代表団体を定めるものとする。
- イ 単独で応募した団体は、グループの構成員（構成団体）となることはできない。
- ウ グループによる応募において、同時に複数のグループの構成員となることはできない。
- エ グループのすべての構成員が、上記の応募資格を満たしていることが必要である。
- オ 提出期限終了後の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を西条市に提出することとする。なお、西条市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

グループを結成して提案を行う場合は、応募に関する事務をすべてグループの代表者を通じて行わなければならない。また、西条市が当該代表者に対して行った行為は、当該グループすべての構成員に対して行ったものとみなす。

ひとつの団体等が複数の提案を行うことはできない。また、ひとつの団体等が、複数のグループに加わることもできないこととする。

提出部数は、原本を１部、コピーを９部とする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 文化会館指定管理者事業計画書及び収支予算書（消費税及び地方消費税相当額含む。）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の履歴事項全部証明書
- (5) 申請の日の属する事業年度の前３事業年度における貸借対照表、財産目録その他の団体の財務状況を明らかにする書類（消費税及び地方消費税相当額含む。）
- (6) 上記「５ 応募資格」を証する書類
- (7) 団体等の設立趣旨、事業内容等の概要が分かる書類

- (8) 役員名簿及び履歴を記載した書類
- (9) グループを結成して提案する場合は、別に定める書類
- (10) 書類を提出する時点で指定管理者である団体がセルフモニタリングを実施している場合は、その結果を記載した書類
- (11) 書類を提出する時点で指定管理者である団体については、管理運営実績評価を実施するため、過去2年の事業報告書及び管理運営を客観的に評価できる書類（市を除く第三者評価や利用者アンケート結果等）
- (12) その他市長が必要と認める書類

※ (1)～(2)の様式については、西条市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年西条市規則第15号）に規定する様式による。

※申請書類には、(1)～(12)が確認できるように、必ずインデックスを貼り提出すること

※申請書を綴じるファイル等は、同じ色のものに統一すること。色の指定はない。また、ファイルの背表紙及び表紙には、申請年度、施設名、応募団体名を明記すること

7 利用料金制

文化会館に係る利用料金は、指定管理者自らの責任において決定（西条市の承認は必要）し、指定管理者の収入として取り扱う。

※ 利用料金は、西条市文化会館設置及び管理条例（平成16年西条市条例第154号）に規定するとおりである。

8 指定管理料

文化会館の指定管理料については、指定期間内において、以下の上限金額以内で、申請の際の事業計画、収支計画を策定することとする。

（上限金額） 634,605千円／5年間（消費税及び地方消費税相当額含む）

※ 現在、西条市では全庁的な使用料の改定について検討を行っているところであり、上記の額は、現時点における文化会館の使用料改定案に基づき積算している。

9 指定管理業務に要する経費等

(1) 文化会館の年間管理運営費において西条市が支払う指定管理料については、事業計画書とともに提出される収支予算書における収支の差引額を基本として算定する。

ただし、その額には消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。また、「8 指定管理料」にある使用料改定結果を踏まえて、西条市と指定管理者とで協議の上、各年度の指定管理料を算定することとする。

(2) 指定管理料の支払方法は、協定書において定める。

(3) 指定管理料に含まれる経費

ア 人件費（報酬給与、社会保険料等）

イ 事務費（消耗品費等）

ウ 事業費（報償費、使用料等）

エ 管理費（修繕費、光熱水費、燃料費、保守点検等委託料、役務費等）

(4) 修繕費

1 件当たり 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の小規模修繕が必要な場合は、指定管理者が負担することとする。

指定管理料には、年間 400 万円の修繕費を見込むこととするので、指定管理者はその範囲で修繕を行うこととする。ただし、年度の途中においてこの額を超えた場合は、その都度協議する。

(5) 光熱水費等

指定管理者は、指定期間内（60 か月分）に請求を受理した電気料金、上下水道料金、灯油料金、ガス料金、電話料金について負担することとする。

(6) 物品の帰属

現に施設に配置している備品及び消耗品（西条市が購入するもの）等は、無償貸与する。また、指定管理者が自らの負担で備品を購入した場合は、当該備品は指定管理者に帰属する。ただし、指定管理者が管理経費により備品及び消耗品を購入した場合は、西条市に帰属する。

(7) 管理口座、区分経理

指定管理業務に要する経費及び収入は、団体等自体の口座とは別の口座で管理を行うこととする。また、指定管理業務に係る経理と団体等自体に係る経理は区分し、独立した会計帳簿類を整備することとする。

(8) 利用料金取扱いマニュアルの整備

利用料金の取扱いに際しては、十分な注意を持って当たることとし、利用料金取扱いのマニュアルを作成し、西条市に提出することとする。

10 指定管理料の積算（補填または返還）

指定管理料に含まれる経費（電気代）について、「2 指定管理者が行う管理の基準（6）リスク分担表」にある著しい物価の変動が生じた際、指定管理者が当該費用を支出した翌年度に指定管理料の精算（補填又は返還）を行う。

指定管理者の募集時に定めた 1 単位（kWh）当たりの基準単価に対し、当該年度の平均単価との差額が、10%以上の増減がある場合、差額に基準となる使用量に乗じた額を精算する。

精算の算定根拠となる 1 単位（kWh）当たりの基準単価と使用量は以下のとおりとする。

○電気代

総合文化会館

基準単価：34.7 円/kWh（税抜、小数点第 2 位以下四捨五入）使用量：606,848 kWh

丹原文化会館

基準単価：39.4 円/kWh（税抜、小数点第 2 位以下四捨五入）使用量：280,248 kWh

※精算（補填）については、指定管理者が当該費用を支出した翌年度に、予算措置を講じることとしており、当該予算の可決を条件に行うこととする。

11 指定管理料の変更・返還

建物等の改築、改修などによる西条市の定める仕様の変更、自然災害等の発生等その他やむを得ない事由により、当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、西条市と指定管理者との協議の上、指定管理料を変更できるものとする。

また、事業の縮小、業務の不履行、指定取消等があった場合は、指定管理料の全部又は一部を西条市に返還することとする。

1 2 募集及び選定スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表及び配布	令和7年8月14日～9月1日
現地説明会参加申込	令和7年8月14日～9月1日
現地説明会	令和7年9月10日
質問票の受付期間	令和7年8月14日～9月11日
質問票に対する回答	令和7年8月14日～9月16日（予定）
申請書類の提出期間	令和7年9月17日～9月22日
選定委員会の開催	令和7年10月上旬（予定）
指定管理者候補者決定、選定結果の通知	令和7年12月下旬（予定）

1 3 募集要項の配布及び質問事項等の受付

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年8月14日(木)から令和7年9月1日(月)まで

イ 配布場所

西条市教育委員会社会教育課（本庁新館4階）

〒793-8601 西条市明屋敷164番地

電話 0897-52-1628 FAX 0897-52-1210

メールアドレス syakaikyoiku@saijo-city.jp

(2) 質問事項等の受付

ア 受付期間

令和7年8月14日(木)から令和7年9月11日(木)まで

イ 受付方法

質問票（別紙）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出することとする。電話での質問の受付は行わない。

1 4 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり実施するので、参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者氏名を事前に連絡すること。

なお、指定管理者に応募する場合は、現地説明会への参加が必須である。不参加の場

合の応募は認めない。

(1) 開催日時及び開催場所

令和7年9月10日(水)

10時から1時間30分程度 西条市総合文化会館 会議室

14時から1時間30分程度 西条市丹原文化会館 会議室

※西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館ごとに開催するので、どちらの説明会にも参加すること。

(2) 参加人数

各団体2名以内

(3) 事前申込

現場説明会申込書(任意)を、9月1日(月)午後5時までにFAX又は電子メールにより西条市教育委員会社会教育課へ提出。

1.5 申請書提出先及び提出期限

(1) 提出先

西条市教育委員会事務局 社会教育課(本庁新館4階)

〒793-8601 西条市明屋敷164番地

電話 0897-52-1628

FAX 0897-52-1210

(2) 提出期限

令和7年9月17日(水)から9月22日(月)までの日(休日は除く)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は提出期限内必着とし、不慮の事故による紛失・遅配については考慮しない。FAX・電子メール等による提出は認めない。

1.6 選定方法

(1) 指定管理者選定委員会において、次の選考基準に沿って審査し、指定管理者の候補者を選定する(項目ごとの総合評価点数方式により選定)。

- ① 住民の利用について公平性が確保されるものであること
- ② 施設の効用を最大限に発揮し、サービス向上のための具体的な方策が示されていること
- ③ 関係法令の遵守体制がとられるものであること
- ④ 施設の適切な維持管理が図られるものであること
- ⑤ 安全管理及び危機管理についての対策が適切であること
- ⑥ 施設の稼働率を増加させる提案であり、かつ、施設の管理経費の節減が図られるものであること
- ⑦ 管理を安定して行う人的・物的能力を有していること
- ⑧ 地域連携が図られるものであること
- ⑨ 自己評価及び第三者評価の実施による事業の改善が図られるものであること

⑩ 現指定管理者指定団体に対する実績評価

※⑩については、現在の指定管理者指定団体からの応募があった場合、その管理運営実績を評価し、今回の選定に反映させるために行う。

評価は、指定期間における事業報告書等提出書類を参考に、選考基準9項目（上記①～⑨）について加減点をつけ評価する。加減点の割合は最大10%以内とする。

なお、選定基準各項目において、普通評価の場合は、加減点0点とする。

- (2) 選定委員会において、申請者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの日時、場所については、申請者に後日連絡する。

1 7 申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とする。

1 8 無効又は失格

次のいずれかの事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 虚偽の内容が記載されていたとき。
- (4) その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められたとき。

1 9 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知する。

2 0 指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料

- (1) 指定管理者は、市議会の議決を経て決定（指定）される。
- (2) 上記の議決後に西条市と指定管理者との間で協定を締結することとなるが、この協定の管理業務に係る指定管理料は予算の範囲内となることから、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回ることがある。

2 1 その他

- (1) 提出書類は、返却しない。
- (2) 提出書類は、必要に応じ複写する。（使用は、市役所内及び選定委員会での検討に限る。）
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- (4) 不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとする。
- (5) また、指定期間の終了又は指定の取消しにより、次の指定管理者等に業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく施設の管理運営事業を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

2 2 添付資料

- (1) 西条市文化会館指定管理者仕様書 (資料 1)
- (2) 管理の範囲 (資料 2)
- (3) 施設利用状況及び収支状況 (資料 3)
- (4) 西条市文化会館設置及び管理条例 (平成 1 6 年西条市条例第 1 5 4 号) (資料 4)
- (5) 西条市文化会館設置及び管理条例施行規則 (平成 1 6 年西条市規則第 1 0 7 号) (資料 5)
- (6) その他応募する際に、参考となる資料

2 3 様式

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) グループ構成員届出書
- (5) 委任状
- (6) 質問票
- (7) 申立書